会 議 結 果 報 告 書

● 会議名：令和８年度第１回大野城市交通活性化協議会
● 日時：令和８年 11 月４日（水）10：00～11：00
● 場所：大野城市役所　本館２階　212 会議室
● 出席者：委員 14 人中　出席 13 人
● 会議要旨：下記のとおり

（進行：会長）

説明事項

議題１　まどか号の春日原駅への乗り入れに伴うルート変更について

説明概要

まどか号の乙金ルート及び東部ルートの西鉄春日原駅への乗り入れについて、趣旨、変更内容、ルートの説明等を行った。

質疑・意見等

・始発の便と最後の便の時間は変わらないのか。（委員）
→乗り入れに伴うダイヤ調整により多少前後することはあると思うが、大きくは変わらない予定である。（事務局）
・今回の乗り入れは利便性の向上と利用者の増加が目的とあるが、目標値はあるのか。また、桜並木駅に乗り入れた後の現状について聞きたい。（委員）
→今回の乗り入れに限った目標値はないが、地域公共交通計画の中でまどか号の利用者数の目標値を設定しており、コロナ禍前の利用者数に毎年１％ずつ近づけていくということで、現状値が約 38 万人だが令和 12 年度時点の目標値として 408,900 人を掲げている。
また、桜並木駅の現状については、乗り入れる前と後で仲畑ルートの利用者数は約２～３％程度増加している。（事務局）

・運賃は今のままで変わらないか。（委員）
→正式には今後開催予定の地域公共交通会議運賃協議分科会の中で決まることになるが、変わらない予定である。
・乗り入れルートについて、セブンイレブン前のかなり狭い道路を通ることとなっているが、安全確認という点での市の考え方を教えてほしい。また、乙金東区を回る便が減るということだが、地元のコンセンサスはどのように取られているのか。（委員）
→ルートについて、３～４年前に運行事業者と朝の時間帯に試走を行ったことがあり、一部歩道がないこともあり危ないという指摘はあっており、課題として今もある。交通施策とは別になるが、将来的には春日原駅周辺の土地利用に関して都市計画のルールを定めて、イオン前の歩道と同じようにセブンイレブン前も歩道が整備できるようにするなど改善していきたいと考えている。
また、地元のコンセンサスについては、先週東地区コミュニティ運営協議会の会長と乙金東区長に説明をしており、明日東地区コミュニティ運営協議会役員会の中で各区長にも説明する予定である。（事務局）
・運賃協議分科会で協議を行うということは何か変更があるということなのか。（委員）
→春日原駅へ乗り入れるルートが新たな運行区間となるため、100 円均一で変更は考えていないが、改めてその区間にかかる運賃を設定する必要がある。運賃協議分科会については、２～３年前の道路運送法の改正により新たに設けられた制度で、今までは必要なかったが、今回から必要になる手続きである。（事務局）
・東地区コミュニティ運営協議会の役員会で説明してもらうが、今回回らなくなるバス停の利用状況は把握しているか。把握しているのであれば役員会の説明内容に追加してほしい。（委員）
→５つのバス停合算で平日が１便当たり約２人、土日祝日が１便当たり 1.64 人となっている。ただし、便によってばらつきがあり、多いところでは約６人といった便もあるため、そういった便は今までどおり乙金東地区を回るようにしたいと考えている。この内容は役員会の説

明内容に追加する。（事務局）
・乗り入れを開始した後、目標値にも関係するので利用者数の推移について把握されると思うが、しかるべきタイミングでそういった状況を共有してもらえるという認識でよいか。（会長）
→計画の進捗状況に係るものなので、対面での会議を開催するかは別として、年度単位など適宜情報共有はさせていただく。（事務局）

議題２　南地区デマンド型交通の検討状況について

説明概要

南地区に導入を予定しているデマンド型交通の現在の検討状況について、説明を行った。（事務局）

質疑・意見等

・運行曜日について、事情は理解しているが、利用者は免許返納したりして交通手段がない高齢者が多いと思うので、平日しか移動できないというのはあんまりなので、将来的に運行日を拡大できるように、実証運行期間中に運行事業者と協議を進めてほしい。（委員）
→継続課題として検討していく。（事務局）
・買い物や病院の利用が多いと思うが、行きはあらかじめ決められても帰りの時間はわからないと思う。帰りの足を確保するためには帰りの予約もあらかじめ予約するということか。（委員）
→事前予約という意味ではそうである。元々は予約締切を前日にすることも考えていたが、それだと病院の帰りの時間を予測して前日までに予約をするのは難しいという話になり、直前まで予約を受け付けることとした。お待ちいただくことはあると思うが、診察が終わった後に予約してもらうこともできる。（事務局）
・デマンド型交通用の車両というのは決めるのか。（委員）
→決めていない。運行事業者が保有している車両のうち乗車中や予約車両などを除いた空き車両で運行する。よって、悪天候などにより電車が止まっている場合などは、おそらく予約は取れなくなると思う。なお、ある程度の台数を所有している事業者を考えているので、通常であれば一定の利用はできると考えている。（事務局）
・南地区はふれあい号が運行していると思うが、デマンド型交通は並行して運行するということなのか。（委員）
→令和９年度中は並行して運行する予定である。ふれあい号については地元が自主的に行っている事業であり、事務局としては尊重するが、ふれあい号を運行している南地区コミュニティ運営協議会によると、令和 10 年度以降運転手不足が深刻でふれあい号の運行が難しいと聞いている。（事務局）
・デマンド型交通を運転するのはタクシー運転手か。また、車いすやベビーカーを畳んだり積んだりするなど、どこまで対応してもらえるのか。（委員）
→運転するのはタクシー運転手である。荷物の積み込みなどは基本的には通常のタクシーでもやっているのでできると思うが、例えば車いすの方を抱きかかえて車両に乗せるといったことは、介護関係の資格を有していないのでできない。（事務局）
・今の車いすの乗降の話があったが、社協でもハンディキャブという車いすのまま乗れる車両もあるので、利用いただければと思う。（委員）
→障がいがある方の状況によっては乗合タクシーの利用が難しい場合もあるので、今紹介いただいたハンディキャブや福祉タクシーを利用いただくこともあると思う。（事務局）
・運行事業者の選定について、複数の業者の中から決めるのか、地元のタクシー事業者優先で検討しているのか。（委員）
→南地区を主な運行エリアとしているタクシー事業者で検討を進めている。公募などで複数の業者から選定しない理由としては、今回の乗合タクシーは通常のタクシーと同じサービス水準とまではいかないが、近いサービス水準となる中で、通常のタクシーよりも安価に利用できるため、地元のタクシー事業者以外の事業者が運行するとなると、通常のタクシーの利用者が減少し、地元のタクシー事業者の衰退につながってしまう。そうならないように、通常のタクシーと乗合タクシーの両立を図るため、地元のタクシー事業者を活用したいと考えている。（事務局）

・ＭＰは何か所くらい設置するのか。また、ＭＰはどのようなかたちで整備されるのか。（委員）
→ふれあい号のバス停が約 90 か所あり、それをベースに地元に追加のＭＰについての調査を行っているので、90 か所＋αとなる予定である。ＭＰの整備については、既にふれあい号のバス停があるところについてはそれを活用した設置やラミネート加工したものをフェンスや壁に貼り付けたり、基礎を設置して掲示する方法を検討している。なお、新しく設置するＭＰについては、公共施設や買い物拠点、医療施設などに限定しようと考えている。（事務局）
・既存のタクシーと乗合タクシーは何が違うのか。民業圧迫にも感じる。（委員）
→通常のタクシーの場合目的地はどこでも行けるが、乗合タクシーの場合目的地はＭＰの中から選んでもらう。例えば友人の家に行く場合などは、その最寄りのＭＰまで行ってそこから徒歩で家まで行ってもらう必要がある。それと乗合が発生した場合、目的地まで遠回りすることになるという点が通常のタクシーとは違う。また、道路運送法上の話をすると、今回の乗合タクシーは路線バスやコミバスと同じ事業区分であり、不特定多数がそれぞれ運賃を払うことになる。（事務局）
・乗合の設定についてのオペレーションについてだが、既存のタクシー事業者のシステムを使うのかアナログで運用していくのか。（委員）
→基本的にアナログになる。電話予約を受け付け、乗合ができる場合に乗り合わせるということになり、システムを使わないのでＡＩを使用した場合に比べると、同じような時間に同じ場所に行く場合など乗合は限定されることになると思う。（事務局）
・乗合タクシーは何台導入予定なのか。（委員）
→何台というのは決めない。タクシー事業者が所有している車両のうち、予約や運行していない車両を使って運行することになる。のるーとなどのように市で車両は買わないので専用の車両というわけではないが、通常のタクシーから乗合タクシーに切り替えるときは、マグネットシートで乗合タクシーの車両であることがわかるように表示しようと考えている。（事務局）
・実証運行開始前に市広報などで周知をすることはできるか。（委員）
→事前登録が必要なため、事前の周知をきちんと行う。（事務局）
・乗合をＡＩのシステムを使わずに行うのはかなり難しいと考えている。他自治体で移動支援の業者選定等に関わっているが、このタイプはかなり少ないと思う。福岡市の北崎地区がＡＩを使わない地元のタクシー事業者と連携した乗合タクシーを行っていたりするので、他自治体の事例も参考にするとよいと思う。このやり方で乗合が発生するのかという懸念があるので、積み残しなどが発生しないように事業者と協議してもらいたい。（会長）
→承知した。（事務局）

3　その他
・現時点で次の協議会の開催予定はないが、共有すべき情報等が発生した場合の対応方法について会長と相談させていただく。（事務局）